

別表第26 配線の点検の基準

総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 専用回路

ア 消防用設備等専用である旨の表示があること。

イ 消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項第4号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第16号の規定によりIP電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。

(2) 開閉器及び遮断器

損傷、過熱、接続部の緩み、変色等がないこと。

(3) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(4) 絶縁抵抗

回路の絶縁抵抗値が適正であること。

(5) 耐熱保護

耐熱保護部分は、損傷、脱落等がないこと。